

## 令和8年度いわて働き方改革加速化推進等業務仕様書【共通事項】

令和8年2月20日 岩手県

### 1 趣旨

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度いわて働き方改革加速化推進等業務」（以下「本業務」という。）について、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様等について具体的な内容を示すものである。

### 2 対象者

本業務は、県内に本社又は事業所を有する企業等を対象とする。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 活動拠点

活動拠点は申請者において準備するものとする。活動拠点の電気料等光熱水費及び清掃料等の管理費についてはすべて受託者が負担するものとする。

営業時間等活動に必要な事項についての詳細は受託者の提案により、県と協議の上決定するものとする。

### 5 活動拠点に配置する人員

活動拠点には、本業務の実施に必要な人員を配置すること。適切な労働環境を確保しつつ、提案内容を実現できる人員配置とすること。

### 6 進捗管理及び進捗状況報告

業務内容の円滑な履行が可能なスケジュールを提案し、それに基づき全ての作業の進行管理を行うこと。事業実施の際は、管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況を適宜報告すること。

### 7 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとし、項目ごとの詳細は別紙のとおりとする。

なお、実施に当たっては、県と十分な協議・調整を図ること。

#### (1) いわて働き方改革加速化推進業務【別紙1】

仕事へのやりがい・働きがいを感じ、ライフスタイルやライフステージに応じた柔軟で多様な働き方を可能とする労働環境の整備と処遇の改善及びアンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップへの気づきの促進に向けて、「いわて働き方改革推進運動」の展開等を実施すること。

#### (2) 働き方改革実践企業フォローアップ業務【別紙2-1、2-2】

企業における従業員エンゲージメントを高める取組を促進し、調査を通じて企業におけるア

ンコンシャス・バイアスやジェンダー・ギャップへの気づきを図りながら、若者や女性などが働きやすく、働きがいのある職場づくりの推進に向けて、企業の取組への支援を実施すること。

なお、実態調査から取組支援研修・見学会等を通じた優良事例展開、成果調査を一体で行うこと。

### (3) 魅力ある職場づくり推進業務【別紙3】

県内企業等における魅力ある雇用・労働環境の整備やアンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップへの気づきの促進を図るため、県が行う「魅力ある職場づくり推進事業費補助金」の周知及び当該補助金の交付を希望する者への支援を実施すること。

## 8 連携する機関、事業等

岩手労働局が設置する「岩手働き方改革推進支援センター」と、双方の事業効果を最大限発揮できるよう十分に調整を図ること。

## 9 本業務の数値目標

上記7に示す業務ごとに定める。

## 10 契約に関する条件等

### (1) 無料サービスの原則

ア 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

イ 活動拠点において提供する飲み物や、研修等受講に必要不可欠で受講終了後は利用者の所有となる物品等の購入については、他の利用者との均衡に配慮し、実費程度の金銭を利用者に負担させることを認める場合があるので、個別に県と協議すること。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県及び本人の承諾なしに第三者に提供し、又は当該業務以外の事業の用に供してはならないこと。

### (3) 再委託の制限

受託者（共同提案の場合は代表者）が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

### (4) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じるなど、円滑な引継ぎに努めるものとする。

### (5) 権利の帰属等

本業務により製作された教材、資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。